

社会福祉法人人口和福祉会 行動計画（次世代法）

令和6年6月14日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を変更する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日までの5年間

2. 内容

子育てを行う労働者等の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 男性の育児休業の取得率を50%以上にする

<対策>

育児休業等の諸制度について男性職員も利用できることを、対象職員に個別に周知し、利用促進に努める。

また、育児休業等の諸制度について、相談や利用申請が気軽にできる環境づくりに努める。

3. 実施期間 令和6年7月1日から